

見附市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第6号

見附市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

見附市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年見附市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第6条の2中「条例第17条第1項の規定による届出は」を「新たに条例第16条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は」に、「よるものとする」を「より、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において、扶養の事実等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第6条の3第1項中「前条」の次に「第1項」を加え、同項に後段として次のように加える。

同条第2項に規定する場合においても、同様とする。

第6条の4中「前条」を「第6条の3」に改め、同条を第6条の5とし、第6条の3の次に次の1条を加える。

（支給の始期及び終期）

第6条の4 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第16条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第6条の2第1項の

規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第8条の5第1号中「次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）」を「派遣法第2条第2項に規定する職員派遣から職務に復帰したこと」に改め、同号中ア及びイを削り、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7） 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと又は事由発生に伴い」と、「第8条の2」とあるのを「前項」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

第8条の7に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第8条の8に後段として次のように加える。

前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

第8条の9第1項中「欠くに至った日」の次に「（市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）」を加える。

第16条の2中第2項を削り、第1項を第2項とし、第1項として次の1項を加える。

条例第25条の5第3項の規則で定める勤務は、同条第1項の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

第16条の2第4項を次のように改める。

- 4 次に掲げる場合には、条例第25条の5第2項の規定による管理職員特別勤務

手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

(1) 条例第25条の5第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 条例第25条の5第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条の5第1項第7号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。